

## 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化について

## 1. 主旨

令和2年10月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第176号）が公布され、令和3年4月1日に施行された。改正省令では、「介護予防・日常生活支援総合事業のうち、補助により実施される介護予防・生活支援サービス事業（世田谷区においては地域デイサービス事業（以下「地域デイ」という。）の対象者について、要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から地域デイを継続的に利用する居宅要介護被保険者（市町村が認める者に限る。以下「継続利用要介護者」という。）を追加する」とされた。

区では、国の改正内容に基づき、令和3年11月15日付で発出された国のガイドラインや関係者の意見を踏まえながら、従来の地域デイ補助対象者に加え、継続利用要介護者を補助対象者に含めることとする。

## 2. 国のガイドラインで示された基本的な考え方（抜粋）

- 要支援者等が要介護認定を受けた場合、それまで受けていた介護予防・生活支援サービス事業の利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とする観点から支援するため、要支援者等に加えて、継続利用要介護者も対象とする。
- 要介護者が継続して住民主体のサービスを利用する場合であっても、介護給付を受けることができることには変更はない。
- 住民主体のサービスは自主的に実施されているものであり、要支援から要介護に介護度が上がったことによってボランティア団体等が対応できなくなる可能性もあることから、具体的な利用の可否については、ボランティア団体と利用者の中で決定される。
- 具体的な利用の可否について決定する際、ボランティア団体等の判断に加えて、要介護者本人の希望に基づき、居宅介護支援事業所の介護支援専門員がケアマネジメントの中で利用の適切性を判断し、助言を行うことが重要となる。

## 3. 区への対応

## (1) 対応の方向性

地域デイの対象者について、これまで継続利用要介護者は補助の対象外であったが、地域デイ団体の受け入れ意向に加え、要介護者本人の希望に基づき、介護支援専門員等がケアマネジメントの中で利用の適切性を判断した継続利用要介護者が、引き続き地域デイを利用した際に補助対象者に含める。

## 【地域デイ補助対象者の類型】

	①一般利用者	②要支援者・事業対象者	③ ②の時から継続利用の要介護者（※）
現状	補助対象外	補助対象	補助対象外
令和4年4月以降	補助対象外	補助対象	補助対象

※要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から②の要支援者又は事業対象者として地域デイを継続して利用している必要があり、要介護認定を受けた後、地域デイを初めて利用する場合は補助の対象外となる。

#### (2) 補助要件の変更

「世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」「世田谷区地域デイサービス事業補助金交付要綱」の改正（令和4年4月1日施行予定）を行い、継続利用要介護者を地域デイ団体の補助対象者とし、活動運営支援経費額（1回12,000円～）の基準となる「参加する要支援者等の数」に「継続利用要介護者の数」を含める。

#### (3) 区の対象者の弾力化対応時期

令和4年4月1日以降の地域デイ団体の活動より、継続利用要介護者を補助対象者として追加する。なお、補助対象となるのは、令和3年4月1日以降に要介護認定を受けた継続利用要介護者とする。

#### 4. 地域デイ団体の意向

継続利用要介護者の受け入れに関する地域デイ団体の現時点での意向は下記のとおり

継続して利用する要介護者は参加可能	6 団体
一定の条件のもとであれば、継続して利用する要介護者は参加可能	6 団体
継続して利用していても要介護者になった場合は参加不可	2 団体
現時点では判断できない	2 団体

※調査は令和3年12月～令和4年1月にかけて実施。19団体中16団体が回答。

#### 5. 令和4年度の予算影響額（見込み）

368,000円

##### 【内訳】

・ (@12,500-@12,000) × 6 団体 × (46 ÷ 2) 週 = 69,000 円

・ (@19,000-@12,500) × 2 団体 × (46 ÷ 2) 週 = 299,000 円

※継続利用要介護者の参加により、年間の活動の半数程度補助額が増加する団体が8団体あることを想定

※補助対象の参加者数 1～5人：補助金交付額 12,000円

補助対象の参加者数 6～10人：補助金交付額 12,500円

補助対象の参加者数 11～15人：補助金交付額 19,000円

#### 6. 今後のスケジュール（予定）

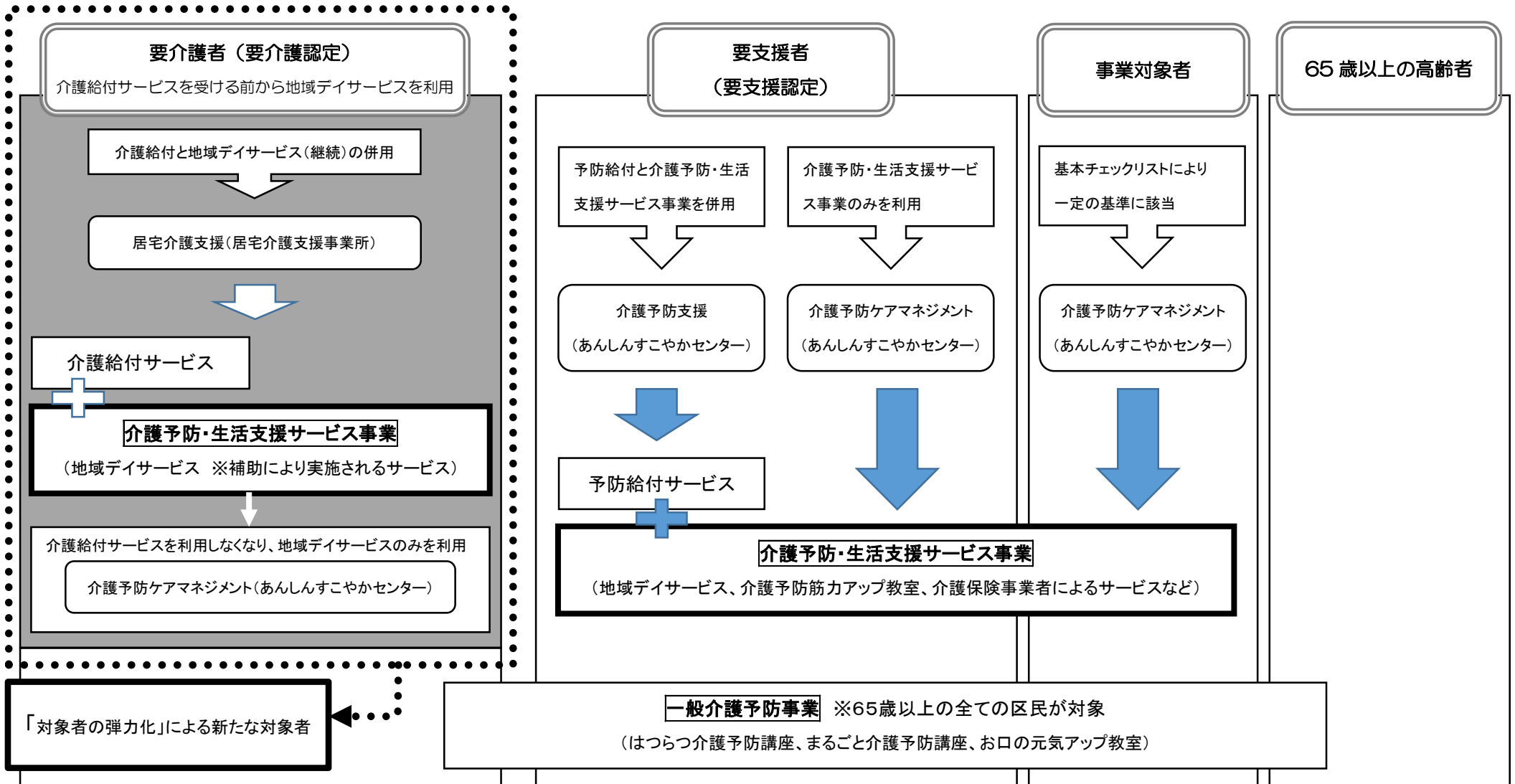
令和4年	2月以降	居宅介護支援事業所に周知 あんしんすこやかセンターに周知
	3月	地域デイ団体向け説明会
	4月	対象者の弾力化対応開始

#### 【参考】

別紙 世田谷区における介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化

## 世田谷区における介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化

※介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」からなる。



※地域デイサービス: 地域の住民やNPO法人が運営する、週1回、3時間程度のミニデイ形式の定期的な「通いの場」で、食事と介護予防を目的とした体操やレクリエーションなどの活動を行う。

区は、活動立ち上げや運営等にかかる経費を補助するなど、地域デイサービス団体の自主的な活動を支援している。